<修正方針>

1 防災関係法令等の改定への対応

近年の大規模災害の教訓などを踏まえ、災害対策基本法の改正をはじめ、防災関係の法制度、指針等改定されているため、これらとの整合を図る。

2 防災基本計画、埼玉県地域防災計画及び埼玉県水防計画の改訂への対応

平成29年4月に防災基本計画、平成26年12月に埼玉県地域防災計画、平成29年4月に埼玉県水防計画が改訂されたため、これらとの整合を図る。

共通事項【資料2】

防災関係機関の業務整理

〇埼玉県地域防災計画等(平成26年12月)の改定や草加八潮消防組合の設立に伴い、各防災関係機関の名称、事務又は業務の大綱を整理。

<u>受援計画の策定</u>

O防災基本計画(平成29年4月)の改定を受けて、他市町村等から応援を適切に受け入れるための受援計画の策定及び受援体制の整備を記載。

地区防災計画の策定

〇災害対策基本法(平成25年6月)の 改正を受けて、自主防災組織等による 地区防災計画の策定、提案された地区 防災計画の提案手続を記載。

震災対策【資料3】

検討対象の想定地震の追加

O内閣府の首都直下地震対策検討ワーキンググループで想定されている対象 地震を追加。

二次災害の防止

○応急危険度判定後に市有施設における耐震性能の劣化度を調査するための 被災度区分判定調査の実施を記載。

一般建築物の耐震化

○一般建築物の耐震化支援や、保安上 危険のおそれがある空き家等の所有者 等に対する助言又は指導の実施を記 載。

風水害対策

避難勧告等の名称変更

○避難勧告等に関するガイドライン (平成29年1月)の改定を受けて、避難 情報の名称を変更。

【資料4】

河川の基準水位の変更

○避難勧告等の発令目安となる河川の 水位基準の修正。

【資料5】

要配慮者利用施設の避難体制の強化・

○水防法の改定を受けて、浸水想定区 域内の要配慮者利用施設の管理者によ る避難確保計画の作成を義務化。

【資料6】

大規模火災·事故災害対策<u>【資料7</u>】

<u>火山噴火降灰対策</u>

○火山噴火の降灰から生じる被害が発生した場合に実施する予防対策と応急対策を記載。

<u>雪害対策</u>

○積雪による交通機関の不通や道路通 行障害のおそれがある場合に実施する 除雪活動体制、活動内容を記載。

複合災害対策【資料8】

<u>複合災害への対応</u>

○同時又は連続して複数の災害が発生 し、それらの影響が複合化することに より、事態が深刻化するため、災害対 応が困難になる事象を想定し、予防対 策、応急対策を記載。